介護老人保健施設フジオカ 訪問リハビリテーション

利用料金表

共通部分と個別部分を足したものが基本的な施設利用料金となります。

【共通部分】

★サービス提供体制加算 1割:6円、2割:12円、3割:19円を含む

要介護	要支援

	負担割合	自己負担額	自己負担額	内容
	1割	339円	328円	医師の指示による、訪問リハビリ計画書に基づき訪問リハビリを実施。20分以上/回、6回/週限度
訪問リハビリテーション	2 割	679円	657円	※退院・退所後3ヵ月以内は週12回まで可能
	3 割	1,019円	987円	3月に1回、当施設医師の診察(かかりつけ医の場合、当施設医師への診療情報提供書)

【個別部分】

サービス項目	単位	自己負担額		į	内容
ゲーころ項目		1割	2割	3割	ry合
リハビリテーションマネジメント加算 (イ) (指定訪問リハビリテーションのみ)	月	194円	389円	584円	リハビリテーション会議を3ヶ月に1回以上開催し、理学療法士等による訪問リハビリ計画 書の説明、利用者・家族・サービス関連事業所等と情報共有し、医師に報告。
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) (指定訪問リハビリテーションのみ)	月	230円	461円	692円	リハビリテーション会議を定期的に開催し、理学療法士等による訪問リハビリ計画書の説明、利用者・家族・サービス関連事業所等と情報共有し、医師に報告。厚生労働省にデータ提出・フィードバックを活用し有効なリハビリの実施
リハビリ事業所医師が利用者又は その家族に対して説明し、利用者の同意を得る	О	292円	584円	877円	リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得た場合
短期集中リハビリテーション加算	П	259円	519円	779円	退院(所)日または認定日から起算して3ヵ月以内の間、2日以上/週、 20分以上/日、個別リハビリを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	В	259円	519円	779円	認知症と医師に判断され、リハビリにより生活機能の改善が見込まれると判断された場合、理学療法士等が退院日又は訪問開始日から3ヵ月以内の間に2日/週を上限とする。
退院時共同指導加算	П	649円	1299円	1949円	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師 又は、理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行う。
長期利用減算(予防リハビリテーションのみ)	0	△32円	△64円	△97円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合
移行支援加算	В	18円	36円	55円	訪問リハビリにより日常生活動作や家事動作が向上し、自宅での役割の獲得・社会参加・ デイサービス等に移行できた際に算定

特別地域加算:所定単位数の15%を加算

介護保険の給付を超えたサービスは、全額自己負担となります。